

地域における権利擁護支援システムの形成に関する調査研究（その1）

～権利擁護支援システムの構成要素の視点から～

○日本福祉大学地域ケア研究推進センター 金 圓景（会員番号 2499）

日本福祉大学地域ケア研究推進センター 奥田 佑子（会員番号 1826）

日本福祉大学 平野 隆之（会員番号 320）

伊賀市社会福祉協議会 田邊 寿（会員番号 819）

1. 研究の目的

本研究では、地域における権利擁護支援システムの形成プロセス及びそのために必要な条件や課題を実践から探索的に把握することを目的とする。その際には、権利擁護支援の内容を検討し、普遍化を図るため、「権利擁護支援システム」を権利擁護支援の社会化の一つとして位置付ける。

まず、その1)として、権利擁護支援システムの構成要素及び権利擁護支援システム形成のタイプを中心に整理する。次に、その2)では、権利擁護支援システムの形成プロセスを中心に整理する。

近年、高齢化の進行に伴う認知症高齢者や老人世帯の増加などを理由に、地域における権利擁護支援ニーズが年々拡大している。これに関連し、高齢者虐待防止法（2006年）や障害者虐待防止法（2012年）が施行されただけでなく、地域によって住民の権利擁護支援のための多様な活動が展開されている。その際に、権利擁護支援の活動内容や範囲は、主体機関・者によって異なるが、従来の研究では、これらの現状を考慮した実態把握をはじめ権利擁護支援について必ずしも、十分に検討されて来なかった。なお、本研究の結果は報告書「権利擁護支援システムを創ろう！」に掲載した内容の一部である。

2. 方法

日本福祉大学地域ケア研究推進センターおよび権利擁護研究センターでは、「全国権利擁護支援ネットワーク」^{注1)}（以下、「全国ネット」）の協力より、17団体を対象（「全国ネット」加入団体のうち、調査説明会に参加し、協力が得られた団体）に質問紙による自記式調査を実施した（表1）。調査時期は、2012年8月10日～9月末までであった。

表1 調査対象

1. 南富良野町（保健福祉センターみなくる）
2. 伊賀市社会福祉協議会（伊賀地域福祉後見サポートセンター）
3. 燕市社会福祉協議会（福祉後見・権利擁護センター）
4. NPO法人東濃成年後見センター
5. NPO法人知多地域成年後見センター
6. NPO法人尾張東部成年後見センター
7. NPO法人PASネット（芦屋市権利擁護支援センター）
8. NPO法人あさがお
9. NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット
10. NPO法人そよ風ネットいわき
11. NPO法人Nネット
12. NPO法人PACガーディアンズ
13. NPO法人東大阪成年後見支援センター
14. NPO法人湘南ふくしネットワークオンブズマン
15. NPO法人宮城福祉オンブズネット「エール」
16. NPO法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク〔岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会〕
17. 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター〔成年後見ネットワーク鳥取〕

※1~3.の行政・社協の場合、（ ）内にセンター名を記している。7.PASネットの場合、複数のセンターを運営しているが、本調査では（ ）に記した特定のセンターに関する情報を中心に扱っている。また、16~17.の場合、地域での〔ネットワーク〕を中心に活動が広がっていることから、両方を記している。

その結果、17 団体すべてから回答が得られた（回収率 100%）。調査は、メールでの転送・回収、その後、電話やメールで追加調査を実施したところもある。また、質問紙作成の際には、関連団体の実践家などと共に、項目を作成・検討し、2 団体でプレ調査を実施した。なお、本調査の結果については各団体に確認して頂いており、情報公開への了承を得ている。

これらの結果を踏まえ、権利擁護支援システムの構成要素として、①「権利擁護に関する相談」、②「成年後見および日常的金銭管理に関する事業」、③「広報・啓発」、④「人材養成」、⑤「虐待問題への対応」、⑥「サービス等の質のチェック」、⑦「権利擁護に関するネットワークやシステムの構築」、⑧「調査研究」、⑨「その他」の9つを設定した（表2）。

一般的に、権利擁護支援という主と主に、①「権利擁護に関する相談」、②「成年後見および日常的金銭管理に関する事業」、③「啓発・研修」の3つと捉えられがちだが、本研究では、実態を広く把握するために、システムをより広範囲に設定した。また、本調査では、「⑩システム支援のためのセンター」について調査対象となった各団体がその機能を果たしていると捉え、調査項目からは除いた。なお、表現は異なるが、「権利擁護制度」の範囲について検討した平田（2012：174-6）の整理も参考した。

表2 「権利擁護支援システム」を捉える枠組み

<p>①「権利擁護に関する相談」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用に関する相談（窓口・出張相談など） <p>②「成年後見および日常的金銭管理に関する事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見の利用支援および日常的金銭管理に関する支援 ・法人後見・法人後見監督の受任、後見人等への支援、後見人等の紹介など <p>③「啓発・研修（セミナー）」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民の権利擁護への理解促進を目的としたイベントや講演会の開催など ・権利擁護関連研修や講座の開催、あるいは講師としての活動 <p>④「人材養成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の養成に関する事業 ・後見人等のスキルアップ、スーパービジョンなどの養成に関する事業 <p>⑤「虐待問題への対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者虐待防止に関するマニュアル作成や支援事業 ・虐待対応専門職チームづくりなど <p>⑥「サービス等の質のチェック」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンブズマン活動や福祉サービス第三者評価など <p>⑦「権利擁護に関するネットワークやシステム構築」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援に関する活動を展開するための民生委員や社会福祉協議会等との連携 ・専門職や専門機関とのネットワークによる連絡会の結成や勉強会の実施など <p>⑧「調査研究」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見や権利擁護に関する各種調査研究 <p>⑨「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブル対策や保証人が必要な人への支援 <p>⑩「権利擁護支援のためのセンター」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する支援を推進するためのセンターの設置

3. 主な結果

(1) 権利擁護支援システムの構築状況及び事業内容

調査の結果、①「権利擁護に関する相談」、②「成年後見および日常的金銭管理に関する事業」、③「広報・啓発」、⑦「権利擁護に関するネットワークやシステムの構築」が17団体(100%)すべてにおいて実施されていた。また、④「人材養成」(82.4%・14か所)や⑤「虐待問題への対応」(70.6%・12か所)が70%以上の団体で、⑧「調査研究」が、58.8%(10か所)と半数以上の団体で、⑥「サービス等の質のチェック」は11.8%(2か所)であり、少ない団体での実施にとどまっていた。また、6か所(35.3%)で①～⑧に該当しない「その他」の事業を実施しており、その回答内容をみると、多様な活動が行われており、権利擁護支援の幅広さが伺える(表4)。

表4 「権利擁護支援システム」の構築状況

権利擁護支援システムを捉える枠組み	実施数*	率(%)
①権利擁護に関する相談	17	100.0
②成年後見および日常的金銭管理に関する事業	17	100.0
③啓発・研修(セミナー)	17	100.0
④人材養成	14	82.4
⑤虐待問題への対応	12	70.6
⑥サービス等の質のチェック	2	11.8
⑦権利擁護に関するネットワークやシステムの構築	17	100.0
⑧調査研究	10	58.8
⑨その他	6	35.3

※17団体のうち、現在、取り組んでいるか、一定期間取り組んでいたと回答した団体の数。

その具体的な実施事業内容は、以下の通りになる。(資料1、参考)

①「権利擁護に関する相談」

17団体の全てが実施している「権利擁護に関する相談」は、その活動形態は様々で行政や社会福祉協議会(以下、社協)によるものもあれば、これらの協力を得て相談会を開催しているところもある。また、相談窓口を設けており、常に面接や電話での相談に応じているところもあれば、定期的に無料の相談会を開催するところもある。

②「成年後見および日常的金銭管理に関する事業」

同じく17団体の全てが実施している「成年後見および日常的金銭管理に関する事業」は、行政と社協の場合、法人後見だけでなく、「日常生活自立支援事業」に関する支援も行っている。また、NPO法人の場合、障がいを持つ人の財産管理や日常的金銭の管理に関する支援を行っていることが把握できた。

③「啓発・研修」

「啓発・研修」活動も17団体の全てが実施しており、その内容は様々だった。当事者や地域住民を対象に、権利擁護に関する理解を促進するための研修会・セミナーの開催だけでなく、団体の職員が講師として派遣されるものもある。また、民生委員・児童委員協力会での権利擁護についての説明や、普

及啓発を目的としたイベントも開催されており、その開催頻度は、年に数回など、定期的なものもあれば、非定期的に行われているものもある。なお、「現在、関連啓発・研修を行っていないが、以前は行っていた」と回答している団体も数に含む。

④「人材養成」

14 団体（82.4%）が実施している「人材養成」は、主に市民後見人の養成か、後見人の養成、あるいは団体内部の人材養成に関するものとなっている。また、団体独自の権利擁護支援活動である「コミュニティフレンド」を養成する講座も実施されている。なお、国の補助事業などで一定期間のみ養成事業を行っている団体も、実施団体数に含む。

⑤「虐待問題への対応」

12 団体（70.6%）で実施されている「虐待問題への対応」の内容をみると、虐待対応専門職チーム会議を実施している団体や、虐待防止センターの機能の一部を受託している団体など、様々であった。また、虐待対応スーパーバイズを行っている団体や、自治体の虐待対応マニュアル作成に関わっている団体、その他にも、持っているノウハウを基に介護施設における虐待防止に関する研修の委託を受けている団体、虐待防止に関する新たな事業を始めた団体もあった。

⑥「サービス等の質のチェック」

システム構成要素となる事業のうち、最も低い実施となっていた 2 団体（11.8%）での「サービス等の質のチェック」の内容をみると、オンブズマン活動や福祉施設評価機関としての機能を果たしている。

⑦「権利擁護に関するネットワークやシステム構築」

「権利擁護に関するネットワークやシステム構築」は、17 団体（100%）で実施している。調査では、ネットワークとして機関間の連携レベルの会議と、ケース会議などの実務者レベルの会議を分けて調べた。さらに、ネットワークから生まれた新たな取り組みや事業をシステム構築として捉え、調べた。

その結果、機関間の連携レベルの会議として、センターの理事会や運営委員会が代表的なものとなっており、その他にも家庭裁判所との事務連絡会、地域の自立支援協議会、市民参画によるあり方検討会などがあげられた。その主なメンバーとしては、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、民生委員児童委員、行政、地域包括支援センター、社協等が参加している。また、実務者レベルの会議としては、福祉職と法律職などが参加する事例検討会が多く、多くの団体で取り組まれており、地域包括支援センターや施設職員などが参加している。さらに、ネットワークから生まれた新たな取り組みとして、地域の銀行や商店などによる「暮らしネットワーク」が構築されたり、「権利擁護支援センター」の設置が予定されているなどの成果がみられた。

⑧「調査研究」

「調査研究」は、10 団体（58.8%）で実施されていた（過去実施を含む）。その具体的な内容をみると、ほとんどの団体で行政からの委託、厚生労働省等からの研究助成を受けて調査研究が行われていた。調査研究事業は、権利擁護支援の内容を豊富化し、システムの形成につなげる 1 つの手段として有効であることや、そのために必要な人材と財政の十分な確保が課題として残されていることが把握できた。

⑨「その他」

6 団体（35.3%）において、システム構成要素①～⑧に該当しない、「その他」の事業を実施した。たとえば、伊賀市社協では、地域で保証機能を担保する「地域福祉あんしん保証推進プロジェクト事業」

や悪徳商法被害の予防・救済をはかる「いが悪徳商法なんでも鑑定団!？」など、地域住民とともに地域に必要な事業が柔軟に展開されている。南富良野町では、支援者の情報共有のシステム化のための事業のほか、被後見人が有償ボランティアとして社会貢献活動ができるように「ぷらっと会社」を設置するなど、権利擁護支援を補強する様々な事業が実施されている。また、親の会から活動が始まったPACガーディアンズでは、従来の成年後見制度とは差別化を図った権利擁護支援活動として「コミュニティフレンド」という活動を実施しており、後見人のような法的な関係ではなく、地域の友人として関係を築く支援をしている。その他の団体においても、入院互助の仕組みや、入居支援、高齢者の「ろうすくーる」などの取り組みがみられた。

(2) 権利擁護支援システム形成のタイプ分け

本研究では、これらの結果に基づいて、「システムの担い手」と「行政との関係」に着目し、そのタイプ分けを試みた。その結果、次の4タイプ、7種類に分類することができた。それは、I「社協・自治体型」、II「NPO・自治体型」(さらに、行政エリアの違いにより「広域自治体型」「単独自治体型」)、III「NPO 先行型」(さらに、NPO の設立目的や主体の違いにより「専門職型」「当事者団体型」「オンブズマン型」)、IV「団体・専門職ネットワーク型」である(表5)。

表5 権利擁護支援システム形成のタイプと該当団体

システム形成のタイプ		団体数	該当団体	
I	社協・自治体型	3	・南富良野町 (※) ・伊賀市社会福祉協議会 (※) ・燕市社会福祉協議会	
II	NPO・自治体型	広域自治体型	3	・東濃成年後見センター ・知多地域成年後見センター (※) ・尾張東部成年後見センター
		単独自治体型	2	・PAS ネット(芦屋市権利擁護支援センター) (※) ・あさがお
III	NPO 先行型	専門職型	3	・権利擁護支援センターふくおかネット (※) ・そよ風ネットいわき ・N ネット
		当事者団体型	2	・PAC ガーディアンズ (※) ・東大阪成年後見支援センター
		オンブズマン型	2	・湘南ふくしネットワークオンブズマン ・宮城福祉オンブズネット「エール」 (※)
IV	団体・専門職ネットワーク型	2	・岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会(※) ・成年後見ネットワーク鳥取	

* (※)の団体については、第5章で各タイプの代表例として、詳細な事業の内容等を紹介している。

以下では、それぞれのタイプについて、特徴を整理し、代表の事例を中心に具体的な内容をまとめる。

I 社協・自治体型

行政や社協がシステムの中心的な担い手となっているタイプである。とくに社協は、日常生活自立支援事業の担い手となっていることもあり、権利擁護支援の課題に直面することも多い。そうしたなかで、社協がシステム構築のために、行政を巻き込み、検討委員会等を設置、権利擁護支援のためのセンター運営を担っている。社協と行政が当初より協働しながら、センターの設置をすすめた「南富良野町」のようなタイプと、社協が先行してシステムを構築してきた「伊賀市社協」のようなタイプがある。

権利擁護支援は、行政が責任をもって実施すべき分野のため、行政の関与は不可欠となるが、実際の支援は、社会福祉法人やNPO法人等に委託という形をとることになる。その際に、社協は全ての自治体に設置されているという点で普遍性が高いといえる。しかし、高齢者や障害者の入所施設や介護保険事業を実施している社協も多いため、利益相反となる危険性もあり、第三者による運営委員会を設けるなど体制への工夫が必要となる。

II NPO・自治体型

自治体とNPO法人が協働してシステムを構築するタイプである。NPO法人の立ち上げや事業開始時点から行政と協働しており、行政の主導性がみられる点で、次のIII「NPO先行型」と区別した。事業については、行政の委託を受けてNPO法人が中心的な担い手となる。さらに、行政エリアの違いにより次の「広域自治体型」と「単独自治体型」に分れる。

➤ 広域自治体型 3か所

単独の自治体では、設置が難しい小規模自治体が近隣の自治体と協働でNPO法人を設置し、事業を委託するタイプである。岐阜県の東濃圏域5市が共同で設置した「東濃成年後見センター」が先駆的事例となる。それをモデルに、愛知県の「知多地域成年後見センター」や「尾張東部成年後見センター」などが取り組んでいる。

➤ 単独自治体型 2か所

単独の市がNPO法人と協働してシステムを構築するタイプで、市が委員会等を立ち上げてシステムを検討し、NPO法人に事業委託を行う。滋賀県大津市の「あさがお」や兵庫県芦屋市「芦屋市権利擁護支援センター（PASネット）」をその例としてあげることができる。大津市は、検討委員会で検討後、NPO法人を立ちあげている一方で、芦屋市は委員会を設置し、そこに既存の権利擁護支援に取り組むNPO法人（PASネット）を委員として招き、センター運営の委託を行うという形をとっている。すなわち、事業実施のために、新たにNPO法人を設置する場合もあれば、既存の団体に委託する場合もある。

なお、「NPO法人PASネット」の活動を見た場合、西宮市でも活動を展開しており「NPO先行型」に分類することもできますが、今回の分類では自治体を単位として、その関係性に着目した結果、芦屋市を例に「単独自治体型」に分類しています。

III NPO先行型

問題意識をもったNPO法人が権利擁護支援を行うなかで、システムを構築していくタイプで、行政への働きかけや協働の結果、委託事業を受ける場合もある。また、II「NPO・自治体型」に比べて、行政の主導性が弱いといえる。NPO法人の性格によって、さらに次の3つに分類することができる。

➤ 専門職型 3か所

福祉職や弁護士、社会福祉法人など専門職や専門機関が中心となって立ち上げた NPO 法人で、障害者の地域移行を進める社会福祉法人や個人で成年後見に取り組んできた社会福祉士等の有志が NPO 法人を立ち上げ、権利擁護支援を行っているケースである。福祉職を中心に立ち上げたものとして福岡県の「権利擁護支援センターふくおかネット」、弁護士を中心に立ち上げたものとして奈良県の「N ネット」、障害者支援を行う社会福祉法人が立ち上げたものとして福島県の「そよ風ネットいわき」がある。

➤ 当事者団体型 2か所

知的障害者の親の会が中心となって立ち上げた NPO 法人で、親亡きあとの不安や既に親のいない障害者の支援課題に直面して法人を立ち上げ、支援を行っている。千葉県の「PAC ガーディアンズ」や、東大阪市の「東大阪成年後見支援センター」などがある。

➤ オンブズマン型 2か所

オンブズマン活動を目的として立ち上げた NPO 法人で、オンブズマン活動を展開するなかで権利侵害等に直面し、権利擁護支援を行っている。成年後見の受任については、法人内で委託を受ける場合と別に法人を立ち上げる場合がある。「湘南ふくしネットワークオンブズマン」や「宮城福祉オンブズネットエール」などがある。

IV 団体・専門職ネットワーク型

権利擁護支援にかかわる団体や専門職の連携・情報交換・研修活動等に取り組むゆるやかなネットワークの中から、必要に応じてシステムの構築の一環として成年後見等の事業を担う NPO 法人等を立ち上げるタイプである。県レベルでの活動や組織化となっており、NPO 法人立ち上げ後も、ネットワークは存続し、団体・専門職の連携、行政への働きかけ・協働等を行っている。

岡山県の「岡山高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク懇談会」(通称「ネット懇」)が代表的な例で、専門職の有機的・効率的な連携によって総合的な支援を可能にしており、課題に応じてここから成年後見や未成年後見の受け皿となる新たな NPO 法人が生まれている。

(3) 行政との関わりからみた、4タイプの位置づけ

以上の4タイプを「行政との関係」の視点から整理すると以下の図1のようになる。システムの形成単位(エリア)は、①単独市町村、②市町村広域連合、③都道府県の3つのレベルで重層的に捉えることができる。

①単独市町村

システム形成の単位(エリア)を「単独市町村」とした場合、行政が当初から主導性を発揮するか否かで、大きく2つに分けることができる。行政が主導性を発揮する場合は、その拠点センターの運営の担い手によって、タイプⅠ(社協)もしくはタイプⅡ(NPO 法人)が選択され、総合的に権利擁護支援に取り組むセンター機能が委託されることになる。行政が当初は主導性を発揮しない場合は、タイプⅢのような形で、NPO 法人が先行して支援の実績を積み、行政との連携を図るなかで一部の支援機能について行政から委託を受ける形でシステムが構築されていくことになる。

なお、タイプⅠについては、1つの市町村に留まるが、タイプⅡについては、NPO法人の独自の展開として他の地域でも事業や支援を行うことも十分あり、その場合、タイプⅢとしての活動が展開されることになる。また、タイプⅣの専門職ネットワーク型は、市町村行政がシステムを構築しようとする際にアドバイザーとしての支援を行う機能を有している。

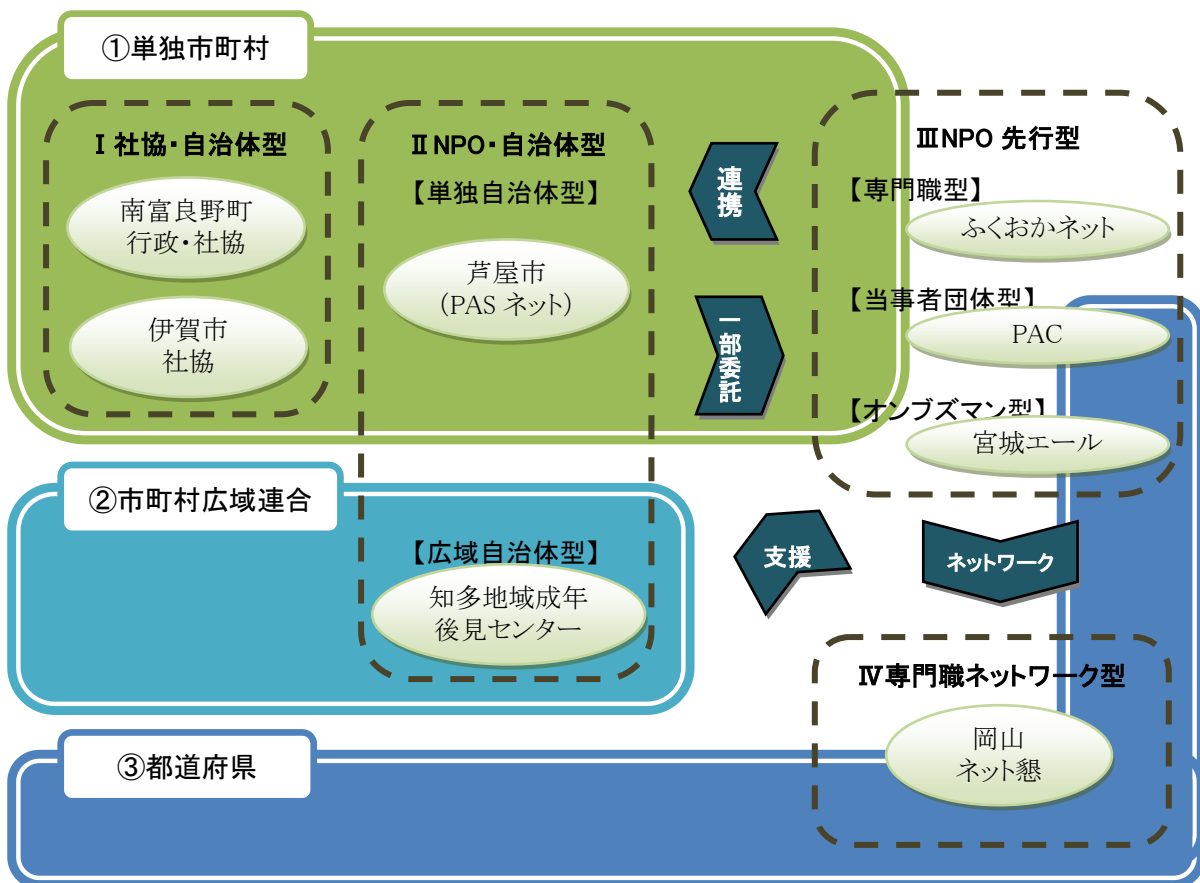
②広域市町村

小規模の自治体の場合、単独市町村でシステムの運営が難しく、市町村が広域連合を組む形でシステムが形成される場合がある。その場合の担い手は、権利擁護支援に専門特化したNPO法人を立ち上げる場合が多く、タイプⅡの形をとる。社協は各市町村単位に組織があるため、広域で社協が担い手となることは考えにくいといえる。

③都道府県

今回の調査では、都道府県が当初から主導性を発揮するというタイプはみられなかったが、タイプⅣのようなネットワーク化を目的とする団体では、活動エリアが都道府県となり、県行政や県社協との連携もみられる。また、タイプⅢのNPO法人の中には県からの委託を受けている場合もあり、都道府県行政がNPO法人と連携することでシステムの牽引役となる場合もある。また、都道府県行政においては、先行してシステム形成を行っている市町村や団体の実績を把握し、その成果を生かしながら、他の市町村に波及させていくという役割を果たすことが求められる。

図1 権利擁護支援システム形成のタイプと行政との関係



4. 結論

本報告では、権利擁護支援システムの構成要素及び権利擁護支援システム形成のタイプを中心に検討した。その結果、「権利擁護に関するネットワークやシステムの構築」、「人材養成」、「虐待問題への対応」も、権利擁護支援システムの重要な構成要素になることが確認できた。また、「システムの担い手」と「行政との関係」に着目し、権利擁護システム形成のタイプを区分した結果、4タイプ、7種類に分類することが出来た。これらのことから、次の3点が考察された。

第一に、権利擁護支援システムの構築状況を検討した結果、いわゆる成年後見センターではみられない支援の広がりが確認できた。具体的には、権利擁護に関するネットワークやシステムの構築から、地域の実情に応じた新たな取り組みが生まれている。たとえば、南富良野町では、日常生活上に関わりのある、地域のガス・水道・電気会社や商店、銀行などから通報してもらう「暮らしネットワーク」が構築され、料金の支払い状況や家庭内における生活状況の変化などの情報がリアルタイムに流れ込むシステムが確立されている。

第二に、権利擁護支援システム形成のタイプによる構成要素の違いは見られず、どのタイプでも一定の類似した支援が実施されていることが確認できた。権利擁護支援システム形成のタイプと、システムの構築状況を照らし合わせた結果、タイプによる違いはみられなかった。ただ、広域自治体型の場合、地理的な理由などから対応できる支援に限りがあることや単独自治体として対応していることから「虐待問題への対応」は行われていなかった。また、団体の母体となる組織の性格によって「サービス等の質のチェック」の実施有無が分かれた。

第三に、官と民の柔軟な連携によって、権利擁護支援システムが形成されていることが確認できた。自治体とNPOや専門職ネットワークなどの関係団体との連携は、地域の実情に応じて柔軟に行われており、権利擁護支援システム形成のタイプも多様であった。自治体が主導し、社協やNPOと連携するタイプがある一方で、NPOや専門職ネットワークが主導して自治体と連携するというタイプがあった。たとえば、NPO主導の場合の一例として、障がい者の親の会の活動からNPOを立ち上げ、権利擁護支援システムを形成していく中で、財政面において市の補助金を受ける柔軟な連携が行われていた。

このように、行政のみならず、民として地域住民や各種団体が積極的に関わることによって、より有効なシステムとなると言える（新村 2010）。また、その際には、新村（2010）が指摘しているように、システム構築についての第一義的責任が行政であることは、言うまでもない。

注1)「全国権利擁護支援ネットワーク」は、団体の正会員になるための参加資格として、次の3項目を満たすことを原則としている。それは、①本団体の目的に賛同し、運営を支えていくと共に、事業に参加する団体、②地域に根差した多様な権利擁護支援活動を推進する団体、③多くの専門職種との連携による権利擁護支援活動を実践する団体、である。なお、その他の規約については、全国ネットのHPに掲載している。（<http://www.asnet-japan.net/>）2013年3月現在、全国から約60団体が加入している。

注2)本研究は、「私大戦略的研究基盤形成支援事業～社会関係再構築に向けた地域福祉の解決のデータベース開発と評価～」(2010～2014年)の一環として実施したものである。